

独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書

制定 平成16年 4 月 1 日
 改正 平成20年 4 月 1 日
 改正 平成22年 4 月 1 日
 改正 平成23年 4 月 1 日
 最終改正 平成26年 月 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）
- 第 2 章 業務の種類（第 4 条）
- 第 3 章 施設の設置及び運営の基準
 - 第 1 節 労災病院（第 5 条―第 13 条）
 - 第 2 節 労災疾病研究センター及び治療就労両立支援センター（第 14 条―第 19 条）
 - 第 3 節 医療リハビリテーションセンター（第 20 条―第 23 条）
 - 第 4 節 総合せき損センター（第 24 条―第 27 条）
 - 第 5 節 削除
 - 第 6 節 産業保健総合支援センター（第 30 条・第 31 条）
 - 第 7 節 労災リハビリテーション作業所（第 32 条―第 35 条）
 - 第 8 節 納骨堂（第 36 条・第 37 条）
- 第 4 章 及び 第 5 章 削除
- 第 6 章 未払賃金の立替払（第 50 条―第 59 条）
- 第 7 章 厚生労働大臣の指示による業務に関する事項（第 60 条）
- 第 8 章 附帯業務（第 61 条）
- 第 9 章 業務の受託及び委託の基準（第 62 条―第 66 条）
- 第 10 章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第 67 条・第 68 条）
- 第 11 章 業務の成果の普及等の方法（第 69 条―第 71 条）
- 第 12 章 業務運営に関する事項の公表の方法（第 72 条）
- 第 13 章 補則（第 73 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第 1 項及び独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第56号）第 1 条の 2 の規定に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第 2 条 機構の業務は、通則法及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）並びに関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第 3 条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。）によるほか、通則法及び機構法並びに関係法令に定めるところにより、業務の適正かつ効率的な運営を期するとともに、その透明性の確保に努め、もって労働者の福祉の増進に寄与するものとする。

第 2 章 業務の種類

（業務の種類）

第 4 条 機構は、機構法第12条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設として、労災病院（看護専門学校含む。）、労災疾病研究センター、治療就労両立支援センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの設置及び運営
 - (2) 削除
 - (3) 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設として、産業保健総合支援センターの設置及び運営
 - (4)及び(5) 削除
 - (6) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第3章に規定する事業（同法第8条に規定する業務を除く。）の実施
 - (7) 労災保険法第29条第1項第1号に規定するリハビリテーションに関する施設として、労災リハビリテーション作業所の設置及び運営
 - (8) 労災保険法第29条第1項第1号に規定する被災労働者（以下「被災労働者」という。）に係る納骨堂の設置及び運営
 - (9) 前各号に掲げる業務に附随する業務
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、機構法第12条第2項の規定に基づき、業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労災保険法第7条第1項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うものとする。

第3章 施設の設置及び運営の基準

第1節 労災病院

（労災病院の業務）

第5条 労災病院においては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主（以下「事業主という。」）に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供
- (2) 労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査（第20条及び第24条において「認定検査」という。）
- (3) 事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断
- (4) 健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療

（労災病院の設置）

第6条 労災病院を設置するに当たっては、特に当該地域における、被災労働者の状況、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病の状況、各種医療機関の設置の状況等を考慮しなければならない。

（設置の場所の選定）

第7条 労災病院の設置の場所を選定するに当たっては、特に当該地域における、各種医療機関の分布の状況、都市計画の状況、労働者及びその家族の利用の便等を考慮し、労災病院の建設に適した土地を選定するものとする。

（診療科の整備）

第8条 労災病院の診療科の設置に当たっては、産業活動に伴い労働災害が発生している疾病、産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等労災疾病に係る高度・専門的な医療を行う上で必要な科を整備するとともに、病院としての総合的機能を確保しうよう十分考慮しなければならない。

（診療の取扱い）

第9条 労災病院における患者の診療に当たっては、被災労働者であること等の患者の立場を十分に考慮して、懇切にいいねいに、かつ、迅速公正な診療を行い、患者が速やかに社会に復帰できるよう努めなければならない。

（診療の費用）

第10条 労災病院の診療の費用は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定

方法（昭和33年厚生省告示第177号）に定めるところに準拠して算定した額とする。ただし、同告示に定めのない費用及び同告示に定めるところによりがたい労災病院としての特殊の診療の費用は、診療原価等を勘案して算定した額とする。

（労災病院の拡充）

第11条 既設の労災病院の病床の増加、診療科の増加、診療施設その他の施設の整備拡充等は、その整備拡充の必要度、当該労災病院の業務運営状況及び収支状況、機構の経理状況等を勘案して行うものとする。

（看護専門学校）

第12条 労災病院に勤務する看護師を確保し、養成するため必要があるときは、労災病院の位置、敷地、人員及び設備の状況等を考慮して適当な労災病院に、その附属施設として看護専門学校を設置するものとする。

2 前項の看護専門学校の規模、設備、教育内容、教授時間数等については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）に定めるところに従い、かつ、労災病院の特殊性を十分考慮するものとする。

第13条 削除

第2節 労災疾病研究センター及び治療就労両立支援センター

（労災疾病研究センターの業務）

第14条 労災疾病研究センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1） 労災疾病に係る高度・専門的医療やモデル医療の研究・開発、実践、検証及び普及に関すること。

（2） 職場における勤労者の健康確保に効果的な予防手法やその効果の評価手法の研究・開発、普及に関すること。

（労災疾病研究センターの設置）

第15条 労災疾病研究センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労災疾病の状況、医療機関の設置状況等を考慮しなければならない。

（治療就労両立支援センターの業務）

第16条 治療就労両立支援センターにおいては、事業主に使用される労働者（次条において「労働者」という。）の健康確保並びに傷病による休業等からの職業復帰及び治療と就労の両立（以下この条において「復職及び両立」という。）に資するため、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報の収集及び調査研究、作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止並びに復職及び両立に関する相談及び指導等に係る事例の収集・集積その他の情報の収集及び調査研究を行うものとする。

2 前項に規定するほか、治療就労両立支援センターにおいては、医療従事者等に対する前項の業務により得られた情報等の提供及び他の医療機関等と連携して実施する医療従事者等に対する支援を行うものとする。

（治療就労両立支援センターの設置）

第17条 治療就労両立支援センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の作業関連疾患の状況、医療機関の設置状況等を考慮しなければならない。

（健康相談及び指導の費用）

第18条 治療就労両立支援センターの健康相談及び指導の費用は、その原価等を考慮して定めるものとする。

（勤労者医療の中核的役割の推進）

第19条 勤労者医療の中核的役割の推進を図るため、労災疾病研究センターにおける臨床研究機能、治療就労両立支援センターにおける予防活動機能及び復職・両立支援機能等を集約し、勤労者医療総合センターと称して各機能を組織的・計画的に運営する。

第3節 医療リハビリテーションセンター

（医療リハビリテーションセンターの業務）

第20条 医療リハビリテーションセンターにおいては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1） 被災労働者であってリハビリテーションの対象である者（リハビリテーションにより社会復帰が可能であると認められる者をいう。以下この節において同じ。）に対

する総合的な診療及びリハビリテーション

- (2) 労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査
- (3) リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究
- (4) 健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション

(診療及びリハビリテーションの取扱い)

第21条 医療リハビリテーションセンターにおける患者の診療及びリハビリテーションに当たっては、被災労働者であってリハビリテーション対象者であること等の患者の立場を十分に考慮して、懇切ていねい、かつ、迅速公正な診療及びリハビリテーションを行い、患者が速やかに社会に復帰できるよう努めなければならない。

(診療科の整備)

第22条 医療リハビリテーションセンターの診療科の設置に当たっては、内科、外科、整形外科、リハビリテーション科を中心として、リハビリテーション対象者の診療及びリハビリテーションに必要な科を整備するものとする。

(診療の費用)

第23条 医療リハビリテーションセンターの診療の費用は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に定めるところに準拠して算定した額とする。ただし、同告示に定めのない費用及び同告示に定めるところにより難い医療リハビリテーションセンターとしての特殊の診療の費用は、診療原価等を勘案して算定した額とする。

第4節 総合せき損センター

(総合せき損センターの業務)

第24条 総合せき損センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業主に使用される労働者であって業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。以下この節において同じ。)に対する総合的な診療及びリハビリテーション
- (2) せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究
- (3) 労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査
- (4) 健康保険その他の社会保険及び社会保障関係のせき髄損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション

(診療及びリハビリテーションの取扱い)

第25条 総合せき損センターにおける患者の診療及びリハビリテーションに当たっては、業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者等であること等の患者の立場を十分に考慮して、懇切ていねい、かつ、迅速公正な診療及びリハビリテーションを行い、患者が速やかに社会に復帰できるよう努めなければならない。

(診療科の整備)

第26条 総合せき損センターの診療科の設置に当たっては、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科を中心として、せき髄損傷者等の診療及びリハビリテーションに必要な科を整備するものとする。

(診療の費用)

第27条 総合せき損センターの診療の費用は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に定めるところに準拠して算定した額とする。ただし、同告示に定めのない費用及び同告示に定めるところにより難い総合せき損センターとしての特殊の診療の費用は、診療原価等を勘案して算定した額とする。

第5節 削除

第28条及び第29条 削除

第6節 産業保健総合支援センター

(産業保健総合支援センターの業務)

第30条 産業保健総合支援センターにおいては、事業主に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務(以下「産業保健業務」という。)につ

いての知識及び技能に関し、事業主、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援

(2) 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びにこれらの情報の提供

(3) 産業保健業務に関する相談その他の援助

(4) 産業医の選任義務のない事業主に対する産業保健業務に関する相談、情報の提供その他の援助

(5) 産業保健業務に関する広報及び啓発

(産業保健総合支援センターの設置)

第31条 産業保健総合支援センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の健康障害の状況、産業保健業務を行う者の数等を考慮しなければならない。

第7節 労災リハビリテーション作業所

(労災リハビリテーション作業所の業務)

第32条 労災リハビリテーション作業所においては、業務災害又は通勤災害により、外傷性せき髄障害を受けた者及び両下肢に重度の障害を受けた者で、作業に耐えうる精神的及び肉体的な条件を備え、かつ、自立更生しようとしているものを入所させ、作業に従事させて、その自立更生を援助するものとする。

(設置の場所の選定)

第33条 労災リハビリテーション作業所の設置の場所を選定するに当たっては、特に当該施設の継続的運営に必要な条件、入所者の医療上その他日常生活上の利便等を考慮して選定するものとする。

(作業職種)

第34条 入所者が従事する作業の職種は、その身体的条件を十分に考慮して、これらの者に最も適した職種を選定するよう努めるものとする。

(費用)

第35条 入所者は、労災リハビリテーション作業所における生活、作業等に要する費用のうち別に定めるものを負担するものとする。

第8節 納骨堂

(納骨堂の業務)

第36条 納骨堂においては、事業主に使用される労働者であって業務災害又は通勤災害により死亡したものの遺骨を無料で収蔵し、当該死亡労働者の遺族の援助に資するものとする。

2 納骨堂においては、前項の業務に支障のない範囲内において、同項に定める者以外の労働者等の遺骨を収蔵することができるものとする。

(使用料)

第37条 前条第2項の場合における納骨堂使用料は、遺骨の収蔵に要する費用等を考慮して定めるものとする。

第4章 削除

第38条から第44条まで 削除

第5章 削除

第45条から第49条まで 削除

第6章 未払賃金の立替払

(立替払の実施)

第50条 立替払を受けることができる者、立替払賃金の額、立替払賃金の請求手続その他立替払の実施に関し必要な事項は、賃金の支払の確保等に関する法律、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号）及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）の定めるところによるほか、この章の定めるところによる。

(代位の承諾)

第51条 機構は、立替払を行うに当たっては、当該立替払を受けようとする者（以下この

章において「請求者」という。）から、立替払賃金に関し機構が代位することについて承諾を得るものとする。

（立替払賃金の支給に関する処分）

第52条 機構は、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第1項の請求書の提出を受けたときは、当該請求書に添付させた同規則第12条第1号の裁判所等の証明書又は同規則第15条の通知書により当該請求書を審査の上立替払賃金の支給に関する処分を行うものとする。

（端数計算）

第53条 賃金の支払の確保等に関する法律施行令第4条の規定により算定した弁済を受けることができる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（弁済の充当）

第54条 立替払の充当の順位は、退職手当及び定期賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第2項本文の賃金をいう。以下この条において同じ。）の順序とする。この場合において、退職手当又は定期賃金に弁済期が異なるものがあるときは、それぞれ弁済期が到来した順序に従い充当するものとする。

（立替払賃金の支給に関する処分の通知）

第55条 機構は、立替払賃金の支給に関する処分を行ったときは、遅滞なく、別に定めるところによりその内容を明らかにした通知書を請求者に交付するものとする。

（立替払の方法）

第56条 機構は、請求者が賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第1項第7号の者（次項において「口座振込み希望者」という。）である場合には、当該請求者が希望する金融機関の預金又は貯金への振込みの方法により立替払を行うものとする。

2 機構は、請求者が口座振込み希望者以外の者である場合には、送金小切手の送付の方法により立替払を行うものとする。

（求償）

第57条 機構は、立替払を行ったときは、当該立替払賃金について、当該立替払を受けた者に代位し、当該立替払に係る事業主に対して求償するものとする。

（管理事務の停止）

第58条 機構は、前条の規定による立替払賃金に係る債権（以下この章において「賃金債権」という。）であって求償後相当の期間を経過してもなお支払われていないものについては、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、以後保全及び取立てに関する事務を行うことを要しないものとして整理することができる。

（1） 事業主が賃金の支払の確保等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる事由に該当していること。

（2） 事業主の所在が不明であること。

（3） 賃金債権の額が取立てに要する費用と比べて著しく低いと認められること。

2 機構は、前項の措置をとった後事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となったことを知ったときは、直ちにその措置を取りやめるものとする。

（債権のみなし消滅による整理）

第59条 機構は、賃金債権については、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該賃金債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

（1） 当該賃金債権について消滅時効が完成し、かつ、事業主がその援用をする見込みがあること。

（2） 法人である事業主の清算が終了したこと。

（3） 事業主が死亡し、その債務について限定承認があった場合において弁済を受けることができる当該賃金債権の額が取立てに要する費用と比べて著しく低いと認められること。

（4） 破産法（大正11年法律第71号）第366条ノ12、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条その他の法令の規定により事業主が当該賃金債権につきその責任を免れたこと。

第7章 厚生労働大臣の指示による業務に関する事項

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第60条 機構は、厚生労働大臣から機構法第16条の規定に基づき、同法第12条第1号から第3号までに掲げる業務について必要な措置をとることにつき求めがあったときには、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

第8章 附帯業務

(附帯業務)

第61条 機構は、機構法第12条第1項第9号の業務として、同項第1号から第8号までに掲げる業務に関する広報、調査その他の業務に附帯する業務を行うものとする。

第9章 業務の受託及び委託の基準

(業務の受託)

第62条 機構は、国、地方公共団体及び公益法人その他の団体等の健康診断等の業務を受託できるものとする。

2 前項の受託は、機構法第12条及び附則第3条に掲げる業務に支障のない範囲内において行うものとする。

(受託契約)

第63条 機構は、前条の定めるところにより、業務を受託しようとするときは、当該業務を委託しようとする者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受託する業務の目的
- (2) 受託する業務の実施の方法
- (3) 受託する業務の実施に係る経費
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) その他必要な事項

(業務受託料)

第64条 業務の受託料の額は、当該業務の実施に要する経費の額を考慮して定めるものとする。

(業務の委託)

第65条 機構は、機構法第14条及び附則第4条に規定するもののほか、業務の効率的実施のため、その業務の一部を当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。

(委託契約)

第66条 機構は、前条の定めるところにより、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託の目的
- (2) 委託の実施の方法
- (3) 委託に係る経費
- (4) その他必要な事項

第10章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第67条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告をして申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定(以下「改正協定」という。)(平成26年条約第●号)その他の国際約束の対象となる契約については、機構が定めた調達手続によるものとする。

(会計規程への委任)

第68条 この章に定めるもののほか、入札保証金その他の機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条に規定する規程で定める。

第11章 業務の成果の普及等の方法

(成果の普及)

第69条 機構は、次の各号に掲げる方法により、業務の成果の普及を図るものとする。

(1) 業務の成果を機構ホームページに掲載して、提供すること。

(2) 業務の成果に関する報告書等を作成し、これを提供すること。

(3) 業務の成果の蓄積に基づき、労災指定医療機関の医師、産業医等に対する講習会等を行うこと。

(4) その他事例に応じて最も適当と認められる方法によること。

2 機構は、前項の業務を行うときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(労働者の健康に重大な影響を与える情報の報告)

第70条 機構は、療養施設等の業務の過程において労働者の健康に重大な影響を与える情報を得た場合、速やかに厚生労働省へ報告するものとする。

(国等への協力)

第71条 機構は、国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の求めに応じ、当該団体等の設置する委員会等に機構の役職員を参画させることができる。

2 機構は、労働安全衛生行政の推進や労災認定の基準の策定に寄与するものとする。

第12章 業務運営に関する事項の公表の方法

(業務の公表)

第72条 機構は、別に定めるところにより、機構の業務運営に関する重要な事項について、官報への公告、機構ホームページへの掲載その他当該事項の性質により適当と認められる方法により公表するものとする。

第13章 補則

(実施に関する事項)

第73条 この業務方法書の規定の実施に関して必要な事項は、機構が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(労働福祉事業団業務方法書の廃止)

第2条 労働福祉事業団業務方法書(昭和47年12月5日制定)は廃止する。

(労働福祉事業団業務方法書の廃止に伴う経過措置)

第3条 労働福祉事業団が機構法附則第10条の規定による廃止前の労働福祉事業団法(昭和32年法律第126号。以下「旧法」という。)第20条の規定による労働福祉事業団業務方法書(前条の規定による廃止前の労働福祉事業団業務方法書をいう。)の規定により行った処分、手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(業務の特例)

第4条 機構は、機構法附則第3条の規定に基づき、当分の間、旧法第19条第1項第1号に規定する療養施設であって機構の成立前に厚生労働大臣が定めるものの移譲又は廃止の業務を行うものとする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、平成18年3月31日までの間、機構法施行令附則第10条の規定による廃止前の労働福祉事業団法施行令(昭和32年政令第161号)第4条第5号に規定する休養施設及び同条第8号に規定する生活相談、宿泊又は教養文化のための設備その他福祉を増進するための設備を備えた施設の移譲又は廃止の業務を行うものとし、当該施設の移譲又は廃止するまでの間、当該施設の運営を行うものとする。

3 機構は、前2項に規定するもののほか、旧法第19条第1項第1号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収について、独立行政法人福祉医療機構から委託を受けた場合において、当該債権の回収業務が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業

務を行うものとする。

4 機構は、前3項に規定するもののほか、旧法第19条第1項第2号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うものとする。

5 機構は前各項に規定する業務に附帯する業務を行うものとする。

第5条 機構は、機構法附則第4条第1項の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第3項及び第4項に規定する業務の一部を金融機関に委託することができるものとする。

第6条 機構は、附則第4条及び第5条に規定する業務のほか、業務災害又は通勤災害による重度の障害を有する者であって居宅において介護を受けるものの福祉の増進を図るために貸し付けられた資金及び業務災害又は通勤災害による重度のせき随損傷者、上肢障害者又は下肢障害者の職業的自立を促進するため貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うものとする。

附 則 (平成20年4月1日)

(施行期日)

第1条 この変更は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

第2条 施行日前に変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書第39条及び第40条の規定により産業保健活動助成金の支給を受けることとなった事業者であって、平成19年度及び平成20年度に産業保健活動助成金の支給を受けるものに対する産業保健活動助成金の支給(平成21年度までに限る。)については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日)

第1条 この変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

第1条 この変更は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書第38条の規定に基づく助成金の支給であって、その支給事由が施行日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年 月 日)

(施行期日)

第1条 この変更は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第67条第2項の変更は、改正協定が日本国について効力を生じる日から施行する。

(国際約束の適用を受ける契約に関する経過措置)

第2条 第67条第2項の変更規定の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。